

第2期江東区地域福祉計画（素案）

令和8年度～令和11年度

令和8年3月

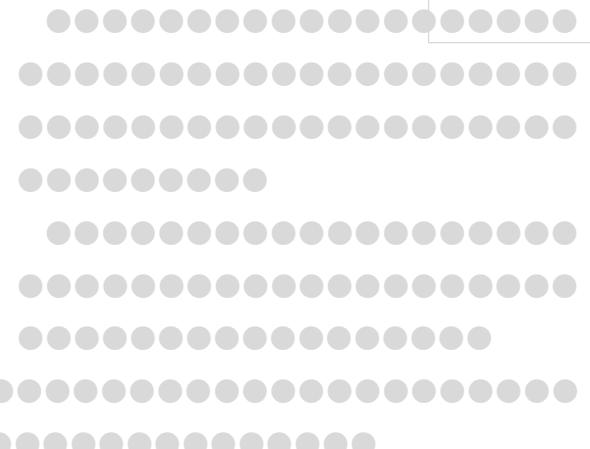


声コード位置

音声コード位置

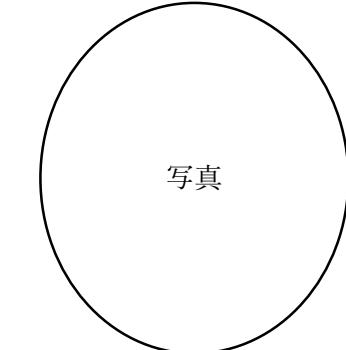
会長挨拶

写真

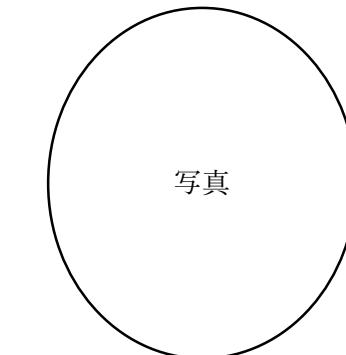


はじめに

写真



最終原稿に掲載



令和8年3月

江東区長

大久保 朋果

令和8年3月

江東区地域福祉計画策定会議

会長 長倉真寿美

目次

第1章 地域福祉計画とは	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 計画の背景	7
1 地域福祉を取り巻く動向	8
2 江東区の現状	12
3 調査等からみえる課題	17
第3章 計画推進の方向性	22
1 計画の基本理念	23
2 計画の基本方針	24
3 圏域の考え方	25
第4章 施策の推進	26
施策体系	27
施策を横断する取組 ◆包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）	28
施策を横断する取組 ◆孤独・孤立対策	30
基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる	32
施策1 地域のつながりをつくる	32
基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる	38
基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる	46
第5章 計画の推進体制と進行管理	52
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	53
資料編	54
1 統計グラフ	55
2 江東区地域福祉計画推進会議設置要綱	58
3 江東区地域福祉計画推進会議委員名簿	59
4 計画の策定経過	61

音声コード位置

音声コード位置

(中表紙を奇数ページから始めるための白紙を適宜挿入)

第1章 地域福祉計画とは

1 計画策定の趣旨

地域のつながりの希薄化による社会的孤立等の問題化や、8050問題・ダブルケア、ヤングケアラーといった制度・分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援）では対応しきれなくなっている状況などを踏まえ、区は令和4年3月、「江東区地域福祉計画（令和4年度～令和7年度）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、生活上の困難を抱えるあらゆる方への包括的な支援体制を構築するため、地域、行政、地域と行政の3つのつながりづくりに取り組んできました。

第1期計画策定時以降、わが国の社会経済情勢は大きく変化しています。コロナ禍を経てクローズアップされてきた社会からの孤独・孤立の問題や、さらなる少子高齢化の進展、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯が増加は、区においても大きな課題となっています。

また、多様化・複雑化するさまざまな問題を抱えた人に適切な支援を行うため、制度・分野の横断的な取組や地域のつながりの回復・再生の重要性が一層高まっています。

こうした状況に対応していくため、第1期計画における取組状況と成果、区民・団体等の意見を踏まえた課題を整理し、「第2期江東区地域福祉計画（令和8年度～令和11年度）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は地域福祉の基本的な考えは第1期計画を継承しつつ、近年の地域福祉を取り巻く動向も踏まえて、施策や取組を見直したもので

す。本計画に基づき、区と区民・関係団体が対話を重ねながら、連携・協働し分野横断的に取り組むことで、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられる体制を構築するとともに、誰もが生きがいをもって笑顔で暮らせる「地域共生社会」の実現を目指していきます。



区民が活動する写真等



区民が活動する写真等

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定します。

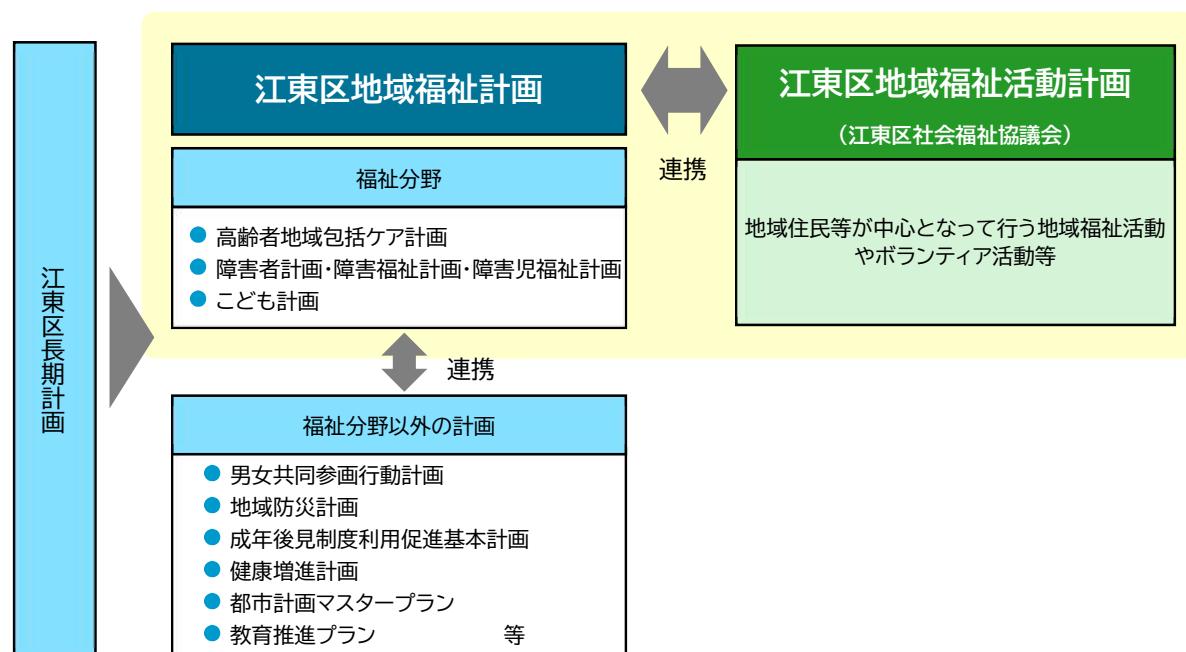
社会福祉法（一部抜粋）
(市町村地域福祉計画)
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 区の関連計画との関係

本計画は「江東区長期計画（後期）」に示された「施策21 地域福祉と生活支援の充実」を中心に具体的に実践・推進する計画です。

また、本計画は福祉分野の「上位計画」であり、福祉分野に共通する取組の基本指針となります。

なお、本区で推進する地域福祉に大きな役割を果たしている江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」とも十分な連携を図っています。



3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和11年度（2026～2029年度）までの4年間とします。

次期計画において江東区長期計画の計画期間との整合を図ります。

図表 主な関連計画の計画期間

計画名	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度～ 2029～
長期計画					後期：令和7～11年度 次期計画
地域福祉計画		第2期：令和8～11年度 進行管理	進行管理	進行管理	改定 次期計画
高齢者地域包括ケア計画	令和6～8年度 次期計画				次々期計画
障害者計画		令和6～11年度 次期計画			次期計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	令和6～8年度 次期計画				次々期計画
こども計画		令和7～11年度 次期計画			次期計画
江東区地域福祉活動計画 (江東区社会福祉協議会)		令和6～11年度 次期計画			次期計画

4 計画の策定体制

本計画は区民、地域活動団体、福祉関係団体、社会福祉法人等から地域福祉に関する幅広い意見を反映して策定しました。

区民等の意見を反映するにあたっては江東区地域福祉計画推進会議（外部委員）並びに江東区地域福祉計画庁内推進委員会（行政）等において熟議を行いました。



二次元コード

▶江東区地域福祉計画推進会議の検討経過は下記の区ホームページで閲覧できます。

ホーム > 区政情報 > 施策・計画 > その他の計画・取り組み等 > 江東区地域福祉計画 > 地域福祉計画推進会議
URL <https://www.city.koto.lg.jp/210157/fukushi/keikaku/suisin.html>

▼区民アンケート、団体アンケート（地域福祉に関するアンケートとして実施）

	区民	団体
対象	3,000人（18歳以上の区内在住者から無作為抽出）	地域福祉分野において区内で活動する団体等 69件
調査方法	配付方法：自宅への調査票郵送 ※調査期間中、督促ハガキ送付 回答方法：Web回答、郵送提出（いずれか1つを選択）	配付方法：自宅への調査票郵送、メール送付 回答方法：Web回答、郵送提出（いずれか1つを選択）
調査実施期間	令和6年9月30日（月）～10月18日（金） ※最終受取 11月6日（水）	令和6年10月1日（火）～10月18日（金） ※最終受取 11月6日（水）
回答	1,179人（回答率39.3%）	40件（回答率58.0%）

▼意見募集、こどもからの意見収集、区民説明会、パブリックコメント

	意見募集	こどもからの意見収集
対象	区民、区内在勤者、区内在学者	小学生、中学生
実施方法	区報、区ホームページ、区SNSによる募集	●●●●
実施日時	令和6年11月1日（金）～11月17日（日）	令和7年●月●日（●）～●月●日（●）
参加・回答	66人	●人
	区民説明会	パブリックコメント
対象	区民	区民、区内に勤務している人、団体等
実施方法	地域説明会（3会場を予定）	区報（●/●号）及び区ホームページ等による募集
実施日時	令和7年●月●日（●）、●月●日（●）、●月●日（●）、	令和7年●月●日（●）～●月●日（●）
参加・回答	●人	●件



▶アンケート報告書、区民等の意見は下記の区ホームページで閲覧できます。
 ホーム > 区政情報 > 施策・計画 > その他の計画・取り組み等 > 江東区地域福祉計画 > ●●
 URL <https://www.city.koto.lg.jp/●●>

第2章 計画の背景

1 地域福祉を取り巻く動向

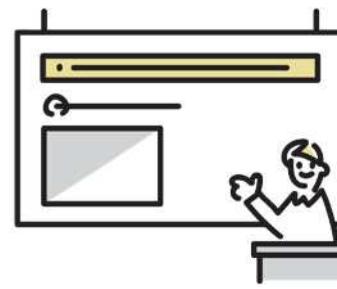
(1) 国の動向

平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において国民の安心した生活を支える新しいビジョンである「地域共生社会」が示され、「地域共生社会」の実現に向けて法制度や対策が進められました。

平成 30 年 4 月施行の社会福祉法一部改正では、市町村に地域住民の抱える多様な課題に対応する「包括的な支援体制の整備」と、福祉分野の共通的な事項を記載する上位計画として「地域福祉計画の策定」が努力義務に規定されました。



令和 3 年 4 月施行の社会福祉法等の一部改正では包括的な支援を提供する体制である「重層的支援体制整備事業」（市町村任意事業）が創設されたほか、生活困窮者自立支援、L G B T 理解増進法、こども基本法等が施行されました。また、令和 3 年に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、孤独・孤立対策が本格的に取り組まれ始め、令和 6 年 4 月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。



▼国 の 主 な 動 向

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成 28 年 5 月）「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年 6 月）「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成 28 年 12 月）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年 9 月）
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none">「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和 3 年 4 月）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定（令和 3 年 5 月）「孤独・孤立対策の重点計画 令和 3 年度」閣議決定（令和 3 年 12 月）「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和 4 年 3 月）
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none">「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和 5 年 3 月）
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none">「こども基本法」施行（令和 5 年 4 月）「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行（令和 5 年 6 月）「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和 6 年 1 月）
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none">「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和 6 年 4 月）「孤独・孤立対策推進法」施行（令和 6 年 4 月）「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行（令和 6 年 9 月）
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none">今後の動向による追記（改正住宅セーフティネット法の施行など）

(2) 東京都の動向

東京都では、平成 18 年 2 月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。

その後、社会福祉法改正等の動向を受け、平成 30 年 3 月に「東京都地域福祉支援計画」、令和 3 年 12 月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。

続いて令和 5 年度には「第二期東京都地域福祉支援計画」（計画期間：令和 3 ~ 8 年度）の中間見直しを行っています。

▼第二期東京都地域福祉支援計画の概要

計画の目指す姿	「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
地域共生社会とは	「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿
計画の 3 つの理念	①誰もが、所属や世代を超えて、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことが出来る東京 ②地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京 ③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京
テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために	◆ 包括的な相談・支援体制の構築 ◆ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 ◆ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ◆ 地域住民等による地域の多様な活動の推進 ◆ 対象を限定しない福祉サービスの提供
テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために	◆ 住宅確保要配慮者への支援 ◆ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 ◆ 多様な地域生活課題への対応 ◆ 権利擁護の推進 ◆ 災害時要配慮者対策の推進
テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために	◆ 民生委員・児童委員の活動への支援 ◆ 福祉人材の確保・定着・育成 ◆ 福祉サービスの質の向上
改定の主なポイント	▶前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響など） ▶顕在化した新たな地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進、災害に強い福祉の推進、デジタルデバイドの是正など） ▶区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介

SDGs の視点

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連で採択された、令和12（2030）年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標（ゴール）であり、我が国は国連の一員として平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

江東区長期計画（後期）では、SDGsの達成に向けた取り組みは、区民、事業者、区それぞれの行動の積み重ねであるため、施策の実施にあたっては、それぞれSDGsの目標や関連するターゲットを見据え、取り組みを推進することとしています。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みは、SDGsが理念として掲げる「誰一人取り残さない社会」を実現することにつながります。

SDGsの17の目標(ゴール)



コラムを掲載予定

(地域福祉に係る主なデータを偶数ページから始めるため、適宜、白紙を挿入)

2 江東区の現状

(1) 地域福祉に係る主なデータ

本区における人口等の動向と地域福祉への影響を整理しました。

各データの詳細は、資料編 1 統計グラフ
(P●～P●) に掲載しています。



①人口／外国人登録者数	②年齢(3区分)別人口	③世帯数／1世帯当たり人員	④出生数／合計特殊出生率	⑤町会・自治会加入率
525,952人／29,275人 (令和4年1月1日) ↓ 541,685人／39,561人 (令和7年1月1日)	年少人口(0～14歳) 66,563人 生産年齢人口(15～64歳) 346,388人 老人人口(65歳以上) 113,001人 (令和4年1月1日) ↓ 年少人口(0～14歳) 64,616人 生産年齢人口(15～64歳) 364,497人 老人人口(65歳以上) 112,572人 (令和7年1月1日)	276,477世帯／1.90人 (令和4年1月1日) ↓ 294,261世帯／1.84人 (令和7年1月1日)	3,680人(年間)／1.11 (令和4年1月1日) ↓ 3,582人／1.07 (令和5年1月1日)	56.6% (令和4年4月1日) ↓ 54.1% (令和6年4月1日)



人口、外国人の増加 ↓ ● 価値観の違いや多様性の理解促進が必要 ● 地域における多文化共生に向けた取組が必要	少子化、高齢化の進展 ↓ ● 労働力人口の減少 ● 仕事と育児・介護の両立支援の普及が必要 ● 認知症、終末期、看取り等の支援が必要	世帯の増加、世帯の小規模化 ↓ ● 単身世帯等の孤立化防止対策が必要 ● 住宅セーフティネットの強化が必要	出生数の伸び悩み ↓ ● 将来の地域の担い手不足 ● 手厚い子育て支援が必要 ● こども・若者特有の課題への対応が必要	地域活動参加者の伸び悩み ↓ ● 地域コミュニティの希薄化への対策が必要 ● 地域活動の担い手不足への対策が必要
--	--	--	---	---

各データの詳細は、資料編 1 統計グラフ

(P●～P●) に掲載しています。



⑥要介護認定者数／認定率	⑦障害者手帳保持者数	⑧生活保護被保護人員／保護率／自立相談支援事業相談件数	⑨虐待等相談対応件数	⑩不登校児童・生徒数
21,655人／19.0% (令和3年12月31日) ↓ 23,700人／20.8% (令和6年12月31日) ※要支援・要介護認定者数（65歳以上）	身体障害者 15,250人 知的障害者 3,630人 精神障害者（手帳保持者）5,510人 (令和4年3月31日) ↓ 身体障害者 15,275人 知的障害者 3,849人 精神障害者（手帳保持者）6,322人 (令和6年3月31日) ※複数の手帳所持者をそれぞれの障害にカウントしているため、実数と異なる	9,250人／17.55%／3,554件 (令和4年3月31日) ↓ 8,497人／15.64%／●件 (令和6年3月31日) ※保護率：人口千人当たりの被保護人員 (単位：パーセント(%)) ※件数は延べ相談件数	高齢者 ●件 障害者 18件 児童虐待 1,412件 DV 402件 (令和3年度) ↓ 高齢者 ●件 障害者 40件 児童虐待 1,494件 DV 354件 (令和6年度) ※高齢者は新規受付件数 障害者は相談受付件数（令和5年度） DVは相談件数（令和5年度）	小学校 296人／中学校 449人 (令和3年度) ↓ 小学校 551人／中学校 592人 (令和5年度) ※区立小中学校、義務教育学校



認定者数の増加 ↓	障害者数の増加 ↓	生活困窮に関する相談の増加 ↓	虐待等相談対応件数の増加 ↓	不登校児童・生徒数の増加 ↓
<ul style="list-style-type: none"> 介護・医療サービス等の需要が拡大 成年後見等の権利擁護の需要が拡大 介護の担い手の確保、家族への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・医療サービス等の需要が拡大 親亡き後の生活支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護に至る前段階での就労・生活支援が必要 貧困の連鎖を防ぐこととの教育機会の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等を未然に防ぐ啓発が必要 関係機関と連携した早期発見、分野横断的な支援が重要 継続的な支援体制が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 教育機会の多様化と質の確保が必要 こども・若者が地域や社会とつながる機会拡大が必要

(2) 第1期計画(令和4～7年度)の取組状況

各取組の評価や進捗確認を行い、新規事業や事業改善に取り組むなど、第1期計画を推進してきました。

主な実績 基本方針I 3つのつながりをつくる

施策1 地域のつながりをつくる

- 区内初のこども向け複合施設「こどもプラザ」を開設（R4）
- 子ども家庭支援センターを住吉・亀戸・富岡地域に開設（R4～）
- 江東区社会福祉協議会の支所を城東・深川北部地域に開設（R7）
- 江東区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを増員（R6～）
- コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」をリニューアル（R4）
- ゆりかご面接を豊洲特別出張所で開始（R5～）
- チームオレンジへの活動費の補助を実施（R5～）
- 長寿サポートにケアマネジャーを増員し、相談支援体制を強化（R6～）
- 障害者基幹相談支援センターを開設（R7）
- こども家庭センター・地域子育て相談機関を設置（R7）

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

施策2 行政のつながりをつくる

- 「庁内福祉連絡会議」を設置（R4～）
- 児童虐待対応の連携強化に関する協定書等を警視庁及び区内警察署と締結（R4）

施策3 地域と行政のつながりをつくる

- 「地域福祉計画推進会議」を設置（R4～）
- 「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を設置（R5）
- 要保護児童対策地域協議会構成委員の拡充（R5～）

主な実績 基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

施策4 人に優しいまちをつくる

- 区立公園・児童遊園を改修する際にバリアフリーを推進 (R4~)
- 公衆トイレの改修時に「バリアフリートイレ」として整備するとともに、フットティングボードを設置 (R4~)
- 区内鉄道駅へのホームドア整備等の助成を実施 (R4~)

活動の写真等

施策5 一人ひとりの尊厳を守る

- 無料の学習支援「まなび塾」の砂町教室を開始 (R4~)
- 「江東区こどもの権利に関する条例」を制定 (R6)
- あんしん江東と連携して中核機関を整備 (R5~)

●●活動の様子

活動の写真等

施策6 災害時の福祉を向上させる

- 拠点避難所における避難所開設運営訓練を実施 (R5~)
- 福祉専門職が高齢者及び障害者の個別避難計画の作成に参画 (R6~)
- 避難所運営サポーターを育成して拠点避難所に配置 (R6~)

●●活動の様子

活動の写真等

施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

- 失語症者への意思疎通支援者の派遣を開始 (R5~)
- 移動支援給付の対象に視覚障害者（児）を追加 (R4~)
- 区役所売店「るーくる」に重度障害者等が操作する分身ロボットを導入 (R6~)
- こうとう家事・育児サポーターの派遣対象を拡充 (R6~)
- 医療的ケア児等の支援に向けてガイドブックを作成 (R5~)

●●活動の様子

主な実績 基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

施策8 情報の適切な活用を図る

- 区公式LINEの運用を開始（R4～）
- こうとう区報及び区ホームページのリニューアルを実施（R6）
- 区ホームページにAIチャットボットや来庁予約システム、ChatGPTによる検索結果の要約機能等を導入（R5～）

活動の写真等

施策9 福祉の質を向上させる

- スクールソーシャルワーカーの人数を拡充し、派遣申請型から学校巡回型に移行（R5～）
- 江東区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを増員（R6～）
- 介護人材対策協議会を設置（R7～）
- 子ども家庭支援センターにアウトリーチ活動を行う見守り訪問支援員を配置し、虐待の予防支援を強化（R7～）
- 福祉心理専門職の増配置による児童相談体制の充実（R4～）
- 保育補助者を雇い上げる施設に対する補助などを実施（R7～）
- 行政手続きのオンライン化を推進（R7～）

●●活動の様子

活動の写真等

施策10 啓発活動を推進する

- 「江東区多文化共生推進基本指針」を策定（R4）
- 区内在住外国人に対して日本語教室を開設（R6～）
- ヤングケアラーに関する啓発リーフレットを全児童・生徒に配布（R5）
- 江東区こども計画を策定（R6）
- 再犯防止推進取組方針を策定（R7）

活動の写真等

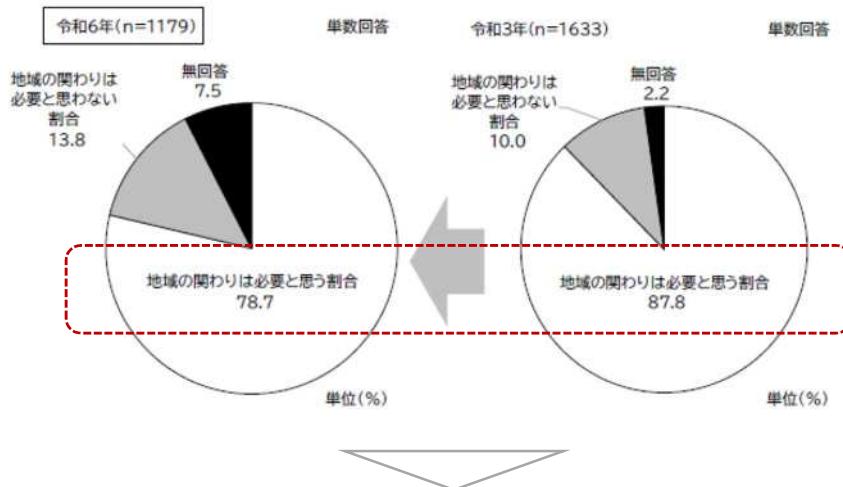
●●活動の様子

3 調査等からみえる課題

(1) 地域福祉に関する区民アンケート

質問 暮らしていく上で近所や地域との関わりは必要か。

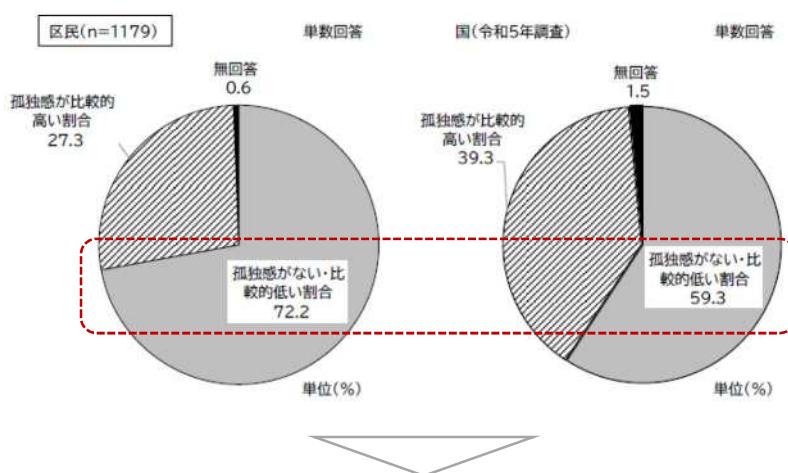
回答 近所や地域との関わりについて必要と思う割合（「必要だと思う」+「ある程度は必要だと思う」の合計）は78.7%となり、前回調査（令和3年）の87.8%から9.1ポイント低下しました。



- 近所や地域との関わりの必要性を8割近くの区民が感じているものの、その割合は微減しています。
- 必要と思う割合は10~20代が60%前後であり、70%以上の30代以上に比べて低いことから、「地域のつながり」へ向けて子どもや若者を含めた幅広い世代に地域と関わる“きっかけ”をつくることが重要

質問 生活の中で孤独と感じことはあるか。

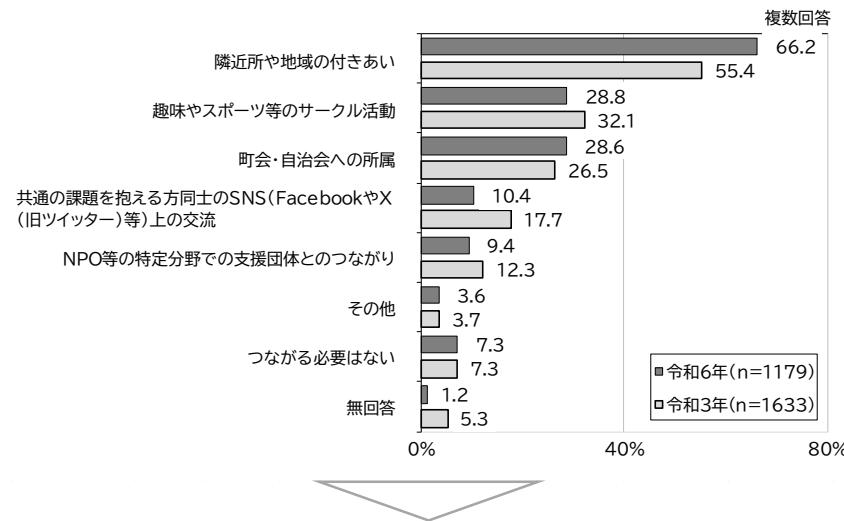
回答 孤独感がない・比較的低い割合（「決してない」+「ほとんどない（月1回未満）」の合計）は72.2%であり、国の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」（令和5年）を12.9ポイント上回ります。



- 区民の孤独感がない・比較的低い割合は全国を上回る一方、孤独を感じることが「しばしばある・常にある（週1回以上）」割合は4.7%であり、全国と同程度に一定の割合でみられる状況です。
- 高齢化の進行や不透明な経済情勢等の中、孤独を感じる人や支援の必要な世帯の増加も十分に考えられます。そのため、本人の自覚の有無に関わらず、多様な関わり、継続的な関わりが孤独・孤立を未然に防ぎ、また、適切な支援につなぐために重要

質問 住民同士の「つながり」に重要なこと

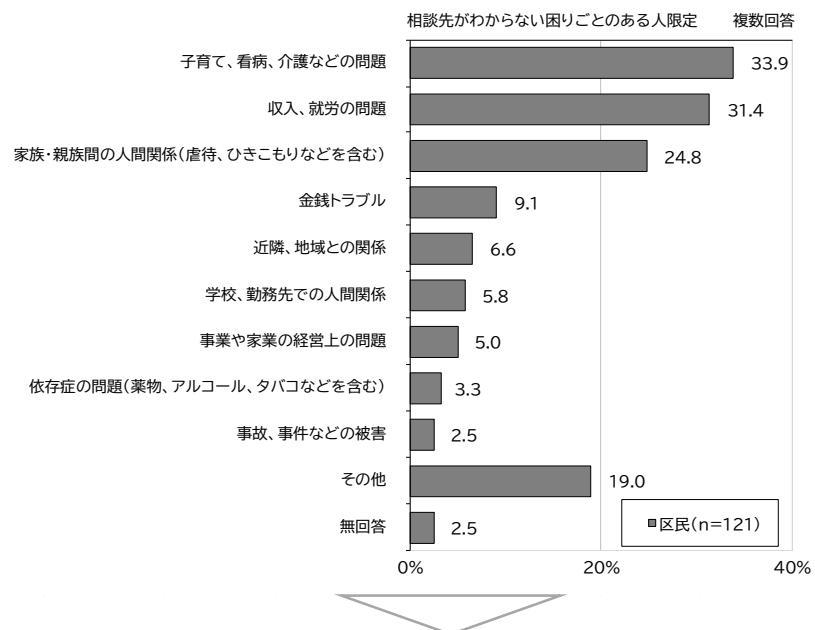
回答 「隣近所や地域の付き合い」が最も高く、次いで「趣味やスポーツ等のサークル活動」、「町会・自治会への所属」です。



- 令和3年調査からは「隣近所や地域の付き合い」が10.8ポイント上昇した一方、「共通の課題を抱える方同士のSNS(FacebookやX(旧ツイッター)等)上の交流」は7.3ポイント低下しました。
- コロナ禍を経験して身近な普段の付き合いの大切さが見直されたことが考えられます。
- 区民の約8割が地域への愛着を持ち、近所に困っている人を「できる範囲で助けたい」という気持ちも微増しています。互いに助けたいと願う意識を普段の行動で少しずつ実践できるようにすることが住民同士の「つながり」づくりに重要であり、災害時の助け合いにも活かされる

質問 (相談先がわからない困りごとのある人) 困りごとの内容

回答 相談先がわからない困りごとを抱える区民は一定数存在し、困りごとの内容は「子育て、看病、介護」、「収入、就労」、「家族・親族間の人間関係(虐待、ひきこもりなどを含む)」をはじめ、多岐にわたっています。



- 相談先がわからない困りごとがある人は家族ぐるみの近所付き合いをしている人の中にもみられることから、誰にでも起こる可能性があります。
- 困っている人を他人が発見することは極めて難しいことから、日頃から相談や福祉に関する情報の発信・周知とともに、区民が困った時に頼れる相談体制の充実が重要となります。
- 情報発信や相談体制におけるデジタルデバイド対策（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）の充実も必要となります。

(2) 主な意見・課題

区民・団体アンケート調査結果をはじめ、計画策定に向けた協議や話し合い等の意見から導き出した地域福祉の課題は次のとおりです。

基本方針 I 3つのつながりをつくる	主な意見	課題
	施策1 地域のつながりをつくる <ul style="list-style-type: none"> ■ 近所の困っている人を「自分ができる範囲で助けたい」割合が上昇 ■ 区民同士や地域活動による支えあいに関する意見・提案は「住民同士の交流、地域の居場所の増加」が最も多い ■ 老若男女問わない交流の場で相互理解を進める ■ 高層マンション等、住民同士のつながりが希薄 ■ あいさつできるまちづくり ■ 近所の顔も知らない人も地域貢献の意欲はある ■ 地域を支えている方同士の関係が浅いように感じる ■ 様々な意見を調整するコーディネーターが必要 ■ 活動等への費用助成の充実 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の4割半ばは相談相手（家族・友人・知人以外）がない ■ ひとり暮らし高齢者が増加し孤立化が懸念される ■ 身近な相談窓口への希望は「専門性の高い相談」の割合が上昇 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民同士の助け合いや交流を生むしきづくり ✓ 集いの場や居場所の創出 ✓ 様々な地域資源の活用、PR ✓ 近所付き合いの回復と再生を進める取組 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 区民や団体の活動と地域福祉を結び付けるしきづくり ✓ 地域課題の共有化 ✓ 地域のつながりづくりの支援の充実 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の見守り活動や困る前の相談支援の充実 ✓ 専門性の高い相談の充実
	施策2 行政のつながりをつくる <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政の縦割りではなく「地域」と言う横の繋がりでの相互理解 ■ 複合的な課題に各制度で垣根なく繋がりのある支援体制とサービスの拡充 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 複合的な課題に直面している人や世帯を支える分野横断の体制や専門性の強化 ✓ 地域課題に対する行政の積極的な取組姿勢
	施策3 地域と行政のつながりをつくる <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政側の地域へのアプローチが不足 ■ 地域活動団体との連携の程度に圏域によって差がある ■ タウンミーティングの定期開催（区民の声を行政に直接届ける） ■ 当事者や関係者の意見要望を把握する制度づくり ■ 接続期や学校卒業後における切れ目のない支援体制の構築 ■ 医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域状況の把握と適切な取組の実施 ✓ 中間支援組織の活動充実 ✓ 協働事業提案制度等の活用 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 多様な課題に向き合う区民、関係団体等、行政のつながりを強めた包括的な支援体制 ✓ 地域ケア会議等の充実

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる	主な意見	音声コード位置
	<p>施策4 人に優しいまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルデザインの視点に立った道路や公共施設等の整備 ■ 街や公共施設の中に休息できる空間やベンチを設置する ■ コミュニティバスの拡大（停留所まで歩けない高齢者が多い） ■ 通院の付き添いや外出同行など、住民参加型で気軽に利用できる支援があると良い ■ 点字ブロックに自転車や店舗の荷物などが置かれている 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 歩道、駅、施設等のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）の一層の推進 ✓ 外出が安心してできる環境整備 ✓ 高齢者や障害者等に配慮した公共交通や移動支援の充実 ✓ 他者を思いやる意識・マナーの一層の普及
	<p>施策5 一人ひとりの尊厳を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 身内以外の後見人制度の普及が進んでいない ■ 意思決定に際しての情報保障が不十分 ■ 終活に向けた相談や支援が必要 ■ 子どもの権利条例の普及啓発 ■ 障害者権利擁護に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発 ■ 高齢者の7割半ばが虐待の相談・通報窓口を「知らない」 ■ 体罰に対する認識のは正と保護者ケア ■ 賃貸物件の家賃上昇で高齢者が入居しづらい ■ ぎりぎりで生活保護にならない方への支援の検討 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 判断能力が不十分な方、人生の最終段階で支援の必要な方の増加に備えた取組の充実 ✓ こども、女性、高齢者、障害者をはじめ、あらゆる人に対する権利擁護の推進 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 虐待やDV等の相談場所や通報義務の周知 ✓ 保護者に対する支援の実施 ✓ 住まいなど生活上の課題に直面している人や世帯に対する支援の充実
	<p>施策6 災害時の福祉を向上させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 近所や地域との関わりが必要な事柄は「災害時の地域での助け合い」の割合が高い ■ 防災教育、災害時要配慮者の支援が浸透していない ■ 日常の挨拶などつながりを深める 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害に備えた日頃からつながる行動の普及 ✓ 様々な特性を持つ人の円滑な避難体制と安全な避難生活のための対策の充実
	<p>施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者、介護者、子育て保護者が引きこもらない支援が必要 ■ 性的マイノリティ、育児中や介護中の就労者が働きやすい制度を有する地元企業への支援 ■ 高齢者の4割近くは「生きがいがない」、約3割は「特にすることがない」 ■ ひきこもりや孤独を感じる人が増えている。 ■ 「広義のひきこもりの可能性がある群」は13.4% 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが働きやすい職場の普及 ✓ 生きがいを持つための社会とのつながりの促進 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 孤立は誰にでも起こり得る問題である認識の共有 ✓ 孤立化を防ぐ分野横断の連携強化

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる	主な意見	課題
	施策8 情報の適切な活用を図る <ul style="list-style-type: none"> ■ 区の施策や取組について情報発信が不足している ■ 相談先がわからない困りごとが「ある」割合は10.3% ■ 問題を解決するにはどのように支援していくか、関係者間の情報共有が大切 ■ デジタルデバイド対策の必要性 ■ 外国語表記や「やさしい日本語」の普及 ■ 個人情報保護法は大切な事であるが、福祉活動の現場でなかなか活用しづらい 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 支援を必要とする方への適切な制度周知 ✓ 情報の発信方法に関する工夫 ✓ 情報格差の解消 ✓ 個人情報の適切な取扱に関する検討
	施策9 福祉の質を向上させる <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉人材・ボランティア養成講座の充実 ■ 民生・児童委員のなり手が少ない ■ 講座修了から活動にスムースにつなぐしくみづくり ■ 施設職員が定着する環境整備、待遇改善 ■ 生活困難層やヤングケアラー、不登校・不登園児等への学習支援や社会参加に向けた支援 ■ 江東区のスタートアップと連携して新しい事業を進めて欲しい 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉専門職やボランティアの確保 ✓ 地域活動の幅広い担い手の確保・育成 ✓ サービス事業所職員が働きやすい環境づくり ✓ 特別な支援が必要なこどもへの支援の充実 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉を目的とする多様なサービス・技術・商品の開発や社会福祉を目指す起業等に向けた支援の充実
	施策10 啓発活動を推進する <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域や学校における障害理解を深める場や機会の充実 ■ ジェンダーや性的マイノリティに関する取組 ■ 外国人の地域参加（外国人に高齢者、障害者もいる） 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 性別、年齢、国籍等を問わず、地域でくらしたり活動したりする人々が地域に愛着を持ち、共感し合うための意識啓発

第3章 計画推進の方向性

1 計画の基本理念

区で実現すべき地域福祉の将来像である基本理念は国が目指す「地域共生社会」の考え方を踏まえたものであり、区と地域福祉を両輪で進める江東社協「第5次江東区地域福祉活動計画」と共通した基本理念です。本計画の基本理念は第1期計画を継承するものとし、区民や関係団体等と力を合わせて地域福祉を着実に進めていきます。

区全体に地域福祉が広がることにより、区のまちづくりの基本的な指針である「江東区基本構想」（平成21年3月13日議決）の『ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち（福祉分野の目指すべき姿）』の実現に寄与していきます。

〔基本理念〕

**一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち**

〔基本理念に込めた想い〕

一人ひとりの尊厳が守られ

多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。

地域でともに支えあい

制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。

誰もが笑顔で安全に暮らせるまち

区民、地域、団体、企業等のつながりの下で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。



2 計画の基本方針

基本理念の下、本区における地域共生社会の実現に向けて進める施策の方針は以下のとおりです。

■ 基本方針 I 3つのつながりをつくる

■ 基本方針 I 3つのつながりをつくる

江東区長期計画において、区は、生活上の困難を抱えるあらゆる方を包括的に支援する体制を構築するため、「地域、行政、地域と行政」のそれぞれのつながりづくりに努めることとしています。

地域の助けあいや見守り等、区民同士の日ごろの多様なつながり（地域のつながり）、所管分野を超えた行政内部のつながり（行政のつながり）、地域と行政との連携・協働（地域と行政のつながり）の「3つのつながり」をつくり、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

■ 基本方針 II 誰もが大切にされる社会をつくる

■ 基本方針 II 誰もが大切にされる社会をつくる

少子高齢化・核家族化の進行、感染症の流行、頻発する自然災害、外国人住民の増加、人生100年時代の到来等、私たちの暮らしを取り巻く状況が大きく変化する中で、多様性を認め、区民の生命と暮らしを守る社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守り、本人の希望に応じた社会参加ができる環境整備を進めます。

■ 基本方針 III 地域福祉の基盤をつくる

■ 基本方針 III 地域福祉の基盤をつくる

地域福祉の向上に資する様々な取組を進めるうえで共通して必要となる基盤として、誰にでもわかりやすい情報の発信、福祉人材の確保・育成、福祉サービスの質の向上、共生社会への意識啓発等の取組を進めます。

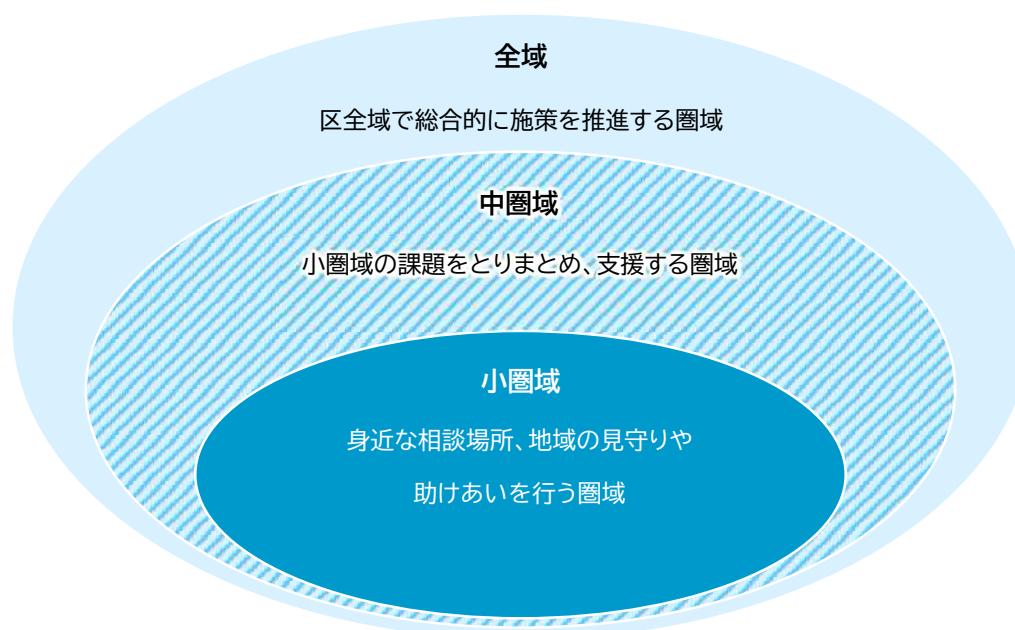
説明文を更新予定

3 圏域の考え方

高齢者、こども・子育て等の分野別計画等で定める圏域や、福祉以外の分野で定める圏域との関係を踏まえ、福祉サービスの提供や支援等の機能に応じて、地域を重層的に捉える必要があります。

本計画では、住民が日常的に関わり合う範囲・地区である小圏域、小圏域をとりまとめる中圏域、全域の3層で地域を捉え、適時適切な支援が行き届くよう体制・地域づくりを進めます。

《圏域のイメージ》



《各圏域に想定される区域等》

圏域	想定される区域	期待される役割
全域	区全域	施策の総合的な実施、区全般の課題の共有、地域福祉全般のとりまとめ
中圏域	5区域程度 (深川北部、深川南部、城東北部、城東南部、臨海部)	地域福祉コーディネーター等による地域課題等のとりまとめ、小圏域の活動支援
小圏域	日常的に関わり合う範囲・地区 (例)町会・自治会、小学校区	地域の各行事の催し、サロン等、身近な集いの場の設置、生活課題の把握

第4章 施策の推進

施策体系

基本理念	基本方針	施策	取組方針	
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち 一人ひとりの尊厳が守られ、地域とともに支えあい、	I 3つのつながりをつくる	1 地域のつながりをつくる 2 行政のつながりをつくる 3 地域と行政のつながりをつくる 4 一人ひとりの尊厳を守る 5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる 6 くらしの安全を向上させる 7 人に優しいまちをつくる 8 情報の適切な活用を図る 9 福祉の質を向上させる 10 啓発活動を推進する	1 - 1 気軽に集える場の創設 1 - 2 地域で活動する団体への支援 1 - 3 身近な相談先の充実 2 - 1 行政内部の連携強化 2 - 2 組織横断的な相談支援体制の構築 3 - 1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進 4 - 1 権利擁護支援の充実 4 - 2 あらゆる暴力の防止 4 - 3 多様な課題を抱えた人への支援の促進 5 - 1 誰もが活躍できる場づくり 6 - 1 災害時要配慮者対策の推進 6 - 2 防犯対策と消費者保護の充実 7 - 1 まちのバリアフリー化の推進 8 - 1 情報発信の充実 8 - 2 関係者間での情報の共有 8 - 3 DX推進とデジタルデバイド解消 9 - 1 福祉人材の確保・育成 9 - 2 サービスの質の向上 10 - 1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成	施策を横断する取組 包括的な支援体制の充実(重層的支援体制整備事業) 孤独孤立対策
	II 誰もが大切にされる社会をつくる			
	III 地域福祉の基盤をつくる			

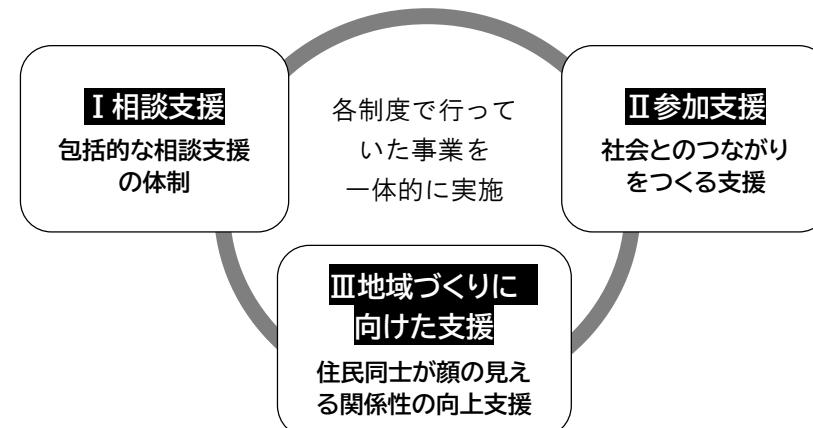
施策を横断する取組 ◆包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）

区では、複雑化・複合化した課題を抱えた方や困りごとを相談できずに悩んでいる方、自分自身が支援を必要とする状況であることを認識していない方などの暮らしを支えるため、地域福祉を構成する複数の施策・事業を横断的に連携する包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）に取り組みます。

▼重層的支援体制整備事業

- 重層的支援体制整備事業は、令和3年4月施行の社会福祉法等の一部改正で包括的な支援体制の任意事業（実施主体である自治体が実施の有無を決定）として創設されました。
- この事業は各分野で個別に行っていた「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する仕組みであり、地域・関係機関・行政が協働して様々な生活課題や困難な状況に直面する住民・世帯を支える基盤となります。

事業区分	①相談支援			②参加支援	③地域づくりに向けた支援
法に定める5事業	包括的相談支援事業	継続的支援事業	多機関協働事業	参加支援事業	地域づくり事業
事業内容	各分野の既存の取組を活かした属性を問わない相談の受け止め	本人との関係構築や継続した伴走型支援	複合課題に対応するため、分野間の協働をコーディネート	社会とのつながりづくりに向けた支援	住民同士が支え合う、緩やかなつながりの充実



▼重層的支援体制整備事業と地域福祉施策との関係

		①相談支援			②参加支援	③地域づくりに向けた支援
		包括的相談支援事業	継続的支援事業	多機関協働事業	参加支援事業	地域づくり事業
1 地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設				●	●
	1-2 地域で活動する団体への支援	●	●	●	●	●
	1-3 身近な相談先の充実	●				
2 行政のつながりをつくる	2-1 行政内部の連携強化	●	●	●	●	●
	2-2 組織横断的な相談支援体制の構築	●				
3 地域と行政のつながりをつくる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進	●	●	●		●
4 一人ひとりの尊厳を守る	4-1 権利擁護支援の充実	●	●			●
	4-2 あらゆる暴力の防止	●	●			●
	4-3 多様な課題を抱えた人への支援の促進	●	●			●
5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる	5-1 誰もが活躍できる場づくり		●		●	●
6 くらしの安全を向上させる	6-1 災害時要配慮者対策の推進			●		●
	6-2 防犯対策と消費者保護の充実	●		●		●
7 人に優しいまちをつくる	7-1 まちのバリアフリー化の推進					●
8 情報の適切な活用を図る	8-1 情報発信の充実	●			●	●
	8-2 関係者間での情報の共有	●	●	●	●	●
	8-3 DX推進とデジタルデバイド解消	●	●	●	●	●
9 福祉の質を向上させる	9-1 福祉人材の確保・育成	●	●		●	●
	9-2 サービスの質の向上	●	●			
10 啓発活動を推進する	10-1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成	●	●	●	●	●

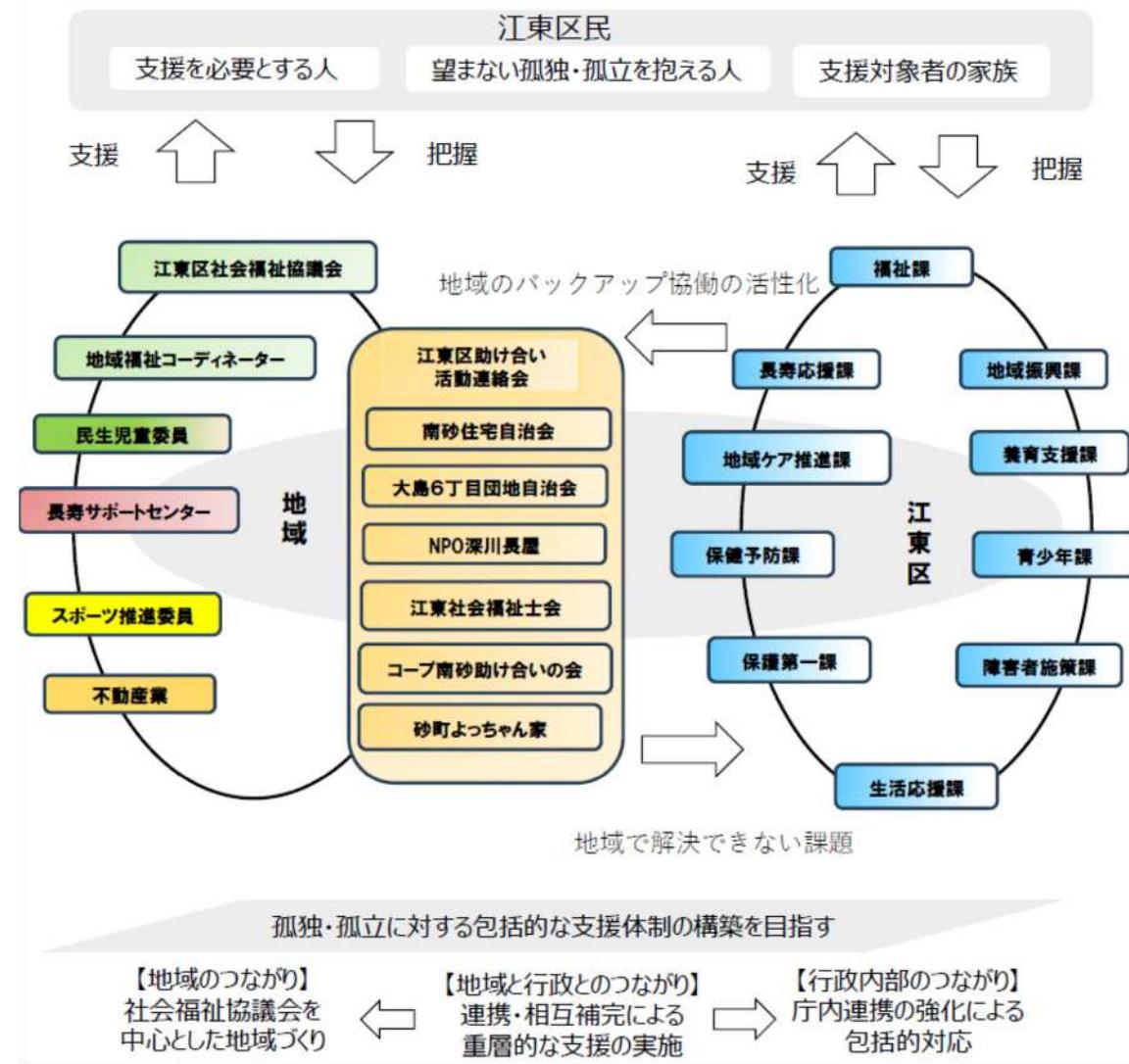
施策を横断する取組 ◆孤独・孤立対策

本区の孤独・孤立対策は下記の体制で推進します。

【江東区孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム】

江東区、社会福祉協議会、NPO 等の支援団体、町会・自治会、地域包括支援センター、民生委員、スポーツ推進委員、民間企業で構成する江東区孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを令和 5 年度設立。

江東区孤独・孤立対策官民連携プラットホーム ～孤独・孤立に対する包括的な支援体制の構築～



(施策を偶数ページから始めるため、適宜、白紙を挿入)

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

施策1

地域のつながりをつくる

(施策の目指す姿)

地域に対する意識の変化等により地域コミュニティの希薄化が進む中、区民に最も身近な地域のつながりをつくるため、地域住民同士が気軽に集える場の創設、地域ネットワークの構築、困りごとのある方が身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。

現 状

- ・社会福祉協議会の地域拠点（サテライト）整備や、子ども家庭支援センターの充実により、身近な相談体制の充実に努めています。
- ・町会・自治会、NPO等の地域活動団体、商店街への支援に取り組んでいます。

課 題

- ・住民同士の助け合いや交流を生むしきけづくりが課題となっています。
- ・町会・自治会等の地域活動団体、商店街では、後継者や担い手の不足が問題となっています。
- ・地域の見守り活動や困る前の相談の充実、専門性の高い相談体制が求められています。

(コラム・用語解説・取組紹介など)

【案】地域福祉コーディネーターの活動内容

近所の困っている人を「自分でできる範囲で助けたい」割合が上昇（区民アンケート）

(区民・団体の意見)

高齢者と乳幼児、こどもたちが交流できる場が欲しい
(団体アンケート)



取組方針 1 – 1 気軽に集える場の創設

- 地域の高齢者・障害者・子ども等の居場所や、多文化・多世代の方々が交流できる場を拡充します。
例：子ども食堂への支援充実、老人クラブの活動充実、サロン活動の立ち上げや運営支援
- 利用者のニーズに応じた活動の場、居場所となるよう福祉施設を運営します。
例：福祉会館・児童館、子ども家庭支援センター、グランチャ東雲等の運営
- 介護者や子育て中の保護者等の支援当事者同士が集える場を拡充します。
例：認知症家族交流会の充実、子育てひろばの充実、サロン等の充実

取組方針 1 – 2 地域で活動する団体への支援

- 地域のつながりに大きな役割を担っている町会・自治会、青少年対策地区委員会、商店街等を支援します。
例：町会・自治会活動への支援、青少年対策地区委員会活動への支援、商店街への支援
- N P O等の地域活動団体の活動や、団体間のネットワークづくりを支援します。
例：地域活動団体への支援、コミュニティ活動情報の発信
- 趣味・スポーツ等のサークル活動等のつながりづくりを推進します。
例：生涯学習団体の登録・情報提供、自主グループ支援

取組方針 1 – 3 身近な相談先の充実

- 地域に身近な相談窓口等の充実を図ります。
例：長寿サポートセンター・子ども家庭支援センター、社会福祉協議会サテライト、民生・児童委員
- 家族や友人、地域住民、ボランティア等が行う民間の支援活動を推進します。
例：地域福祉コーディネーターの拡充、社協力フェ等の充実
- 高齢者や障害者、子育て家庭等に対する地域の見守り活動の充実を推進します。
例：地域での見守り支援、声かけ・電話訪問、救急通報システムの設置

(取組方針Ⅰ 3つのつながりをつくる)

施策2 行政のつながりをつくる

8050問題、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間に支援が届かないおそれのある問題が増加する中で、多様化するニーズや複雑化・複合化したケースに対応するため、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施します。

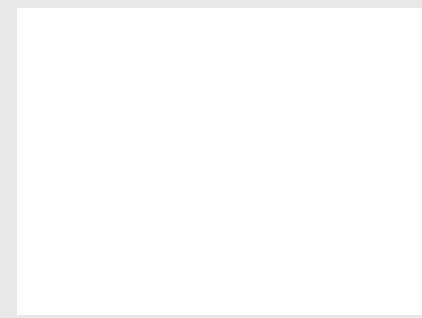
現 状

- ・区や社会福祉協議会においては、さまざまな支援を必要とする方に対して、関係部課や機関が参加する会議を開催するなど、連携体制を構築しています。
- ・国や都、社会福祉協議会等の関係機関と、日ごろから意見交換や情報共有に努めています。

課 題

- ・法や制度の狭間にあって支援が届かない、または複合的な課題を抱える区民等を包括的に支援する体制の整備が求められています。
- ・多様化するニーズや複雑化・複合化する課題に対応するためには、積極的かつ迅速な連携が必要です。

【案】庁内連携体制の事例



行政の「縦割り」ではなく、
「地域」という横のつながり
での相互理解が必要
(意見募集)



取組方針2－1 行政内部の連携強化

- 地域福祉を推進するため、行政内部の分野横断的な連携を一層推進し、支援関係者同士の関係構築を推進します。
例：分野をまたぐ連携の推進策の検討

取組方針2－2 組織横断的な相談支援体制の構築

- 制度の狭間にある問題を抱える方や複合的な課題を抱える方に対し、包括的な相談支援を実施する体制を構築します。
例：包括的相談支援事業、多機関協働事業（支援会議、重層的支援会議）
- 長寿サポートセンターなども家庭支援センター、保健相談所等の地域に身近にある相談窓口や国・都、社会福祉協議会等の関係機関が緊密に連携することで、相談支援体制を強化します。
例：ハローワークや児童相談所等、国や都の関係機関との連携強化

【案】制度の狭間の問題・複合的な課題とは

(取組方針Ⅰ 3つのつながりをつくる)

施策3 地域と行政の つながりをつくる

地域ごとの特性やインフォーマルな社会資源等、地域の持つ強みと行政の実施する施策をあわせて、相互に補完する形で包括的な支援体制を強化するため、地域と行政の一層の連携・協働を推進します。

現 状

- ・令和5年度に中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を設置し、地域活動団体等との協働の推進に取り組んでいます。
- ・地域福祉計画の推進にあたっては「地域福祉計画推進会議」を設置し、区と区民が意見交換しながら進行管理を行っています。

【案】中間支援組織の活動内容

課 題

- ・地域ごとの状況の把握と、状況に応じた適切な地域づくりや地域活動への支援が必要です。
- ・中間支援組織のさらなる活動充実が求められています。
- ・包括的な支援体制の強化には、区民や団体とのつながりが不可欠です。

区と地域活動団体との連携の程度に、地域によって差がある
(意見募集)

当事者や関係者の意見要望を
把握する制度づくりが必要
(団体アンケート)



取組方針3－1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進

- 区民や団体が地域で活動しやすくなるように、地域の助け合い活動に関する情報やノウハウ、場の確保等を支援します。
例：地域福祉活動の立ち上げ支援、地域活動団体のネットワーク化
- 中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」が地域で活動する団体を支援します。
例：地域活動団体間のネットワークづくり、地域活動団体と区との連携強化
- 企業や大学等と連携し、見守りが必要な人の支援や地域の活性化に取り組みます。
例：UR都市機構・JKKとの協力・連携、高齢者見守りサービス
- 福祉施策の推進にあたっては、地域住民と区との密接なコミュニケーションを大切し、区と区民等が意見交換できる場や機会を設けます。
例：地域福祉計画推進会議の運営、各種計画策定における区民説明会の実施

【案】地域活動団体や企業等との連携の事例紹介

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

施策4

一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権を守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、自ら意思決定することに困難を抱える人や人生の最終段階における支援、虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）等の権利侵害の防止と適切な対応、一人ひとりの生活を支える取組を進めます。

現 状

- ・あんしん江東と連携して中核機関を令和5年度に整備し、権利擁護支援の体制強化を図っています。
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を受け、生活応援課を新設しました。
- ・子どもの健やかな育ちを支え、子どもの最善の利益が尊重されるよう、令和7年4月に「江東区子どもの権利に関する条例」を施行しました。

【案】子どもの権利に関する条例

課 題

- ・高齢者・障害者・こども・女性など、あらゆる人の権利が守られることが大切です。
- ・虐待やDV等への対応には、関係機関との迅速な連携や対応が必要です。
- ・生活上の課題に直面している方への支援の充実が求められています。

高齢者の7割半ばが虐待の
相談・通報窓口を「知らない」
(区民アンケート)

意思決定支援に際しての情報
保障や、終活に向けた相談・
支援が必要
(団体アンケート)



取組方針 4 – 1 権利擁護支援の充実

- 高齢者・障害者・子ども・困難な問題を抱える女性などの権利擁護に対する理解および参加を促進します。
例：子どもの権利に関する条例、成年後見制度利用促進計画に基づく周知啓発
- 成年後見制度の活用に向け体制の充実を図るとともに、成年後見人等を地域で支える仕組みを強化します。
例：あんしん江東の体制充実、地域連携ネットワークの充実
- 人生の最終段階における自己決定支援について、普及啓発を行います。
例：終活講座、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

取組方針 4 – 2 あらゆる暴力の防止

- 虐待・DV防止のため、庁内及び関係機関の連携を強化するとともに、支援の充実を図ります。
例：支援調整会議の開催、民間団体との協働、母子緊急一時保護
- 虐待・DVの通告先、相談先の周知を推進します。
例：虐待相談窓口の明示、「女性のなやみとDV相談」「男性のなやみとDV電話相談」啓発カードの作成

取組方針 4 – 3 多様な課題を抱えた人への支援

- 生活に困窮する区民等に対する自立に向けた支援の充実を図ります。
例：自立相談支援、学習支援、食料支援等の実施
- 困難な問題を抱える女性等への支援を行います。
例：母子・父子相談、女性のための法律相談、養育費確保支援事業、女性の居場所づくり
- 問題を抱える児童等へのきめ細かな対応を行うため、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
例：小・中学校、幼稚園におけるスクールソーシャルワーカーの活用
- 住宅確保要配慮者への支援の充実を図ります。
例：居住支援協議会の運営、お部屋探しサポート、身元保証のあり方の検討

(取組方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる)

施策5 誰もが社会参加できる 仕組みをつくる

年齢、障害、暮らしの状況にかかわらず、誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みづくりを進めます。

現 状

- ・社会参加につながるよう、高齢者・障害者・ひきこもり等への支援を推進しています。
- ・保育園の整備推進により、待機児数は令和4年度以降、毎年ゼロとなっています。
- ・区民アンケートの結果では、「広義のひきこもりの可能性がある群」が13.4%となっています。

【案】ひきこもりに関する現状・施策

課 題

- ・誰もが希望に応じて、社会参加できる環境の整備が求められています。
- ・地域を活性化するためには、より多くの方が社会に参加できる環境が必要です。
- ・ひきこもりや孤独・孤立は、誰にでも起こりえる問題であるという認識の共有も必要です。

高齢者の4割近くは
「生きがいがない」、
約3割は「特にすることがない」
(区民アンケート)

障害者、高齢者、子育てをする保護者が引きこもらぬよう
うな支援が必要
(団体アンケート)



取組方針 5 – 1 誰もが活躍できる場づくり

- 高齢者や障害者等で意欲はあるが就労に結びづかない人、ひきこもり等によって就労が困難な人の就労支援を推進します。
例：シルバーパートナーセンター、障害者就労・生活支援センター、江東しごとサポートセンターにおける就労支援の充実
- 共働きやひとり親世帯の社会参加を促進するため、子育てや保育環境を充実します。
例：保育園の運営、こども誰でも通園制度、マイ保育園制度
- 誰もがその人の希望に応じた社会参加や地域で活躍できる環境づくりを推進します。
例：参加支援事業、生涯学習・地域活動等の社会参加を促進する仕組みづくり

【案】障害者や若者・女性の就労支援

(取組方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる)

施策6 くらしの安全を向上させる

わが国で大規模災害が相次ぐ中、日ごろから災害に備える防災教育・災害時要配慮者の支援のあり方の検討に取り組むほか、近年増加する高齢者や子ども等を狙った犯罪の防止に努めることで、安全・安心に暮らせる地域づくりを実現します。

現 状

- ・福祉専門職が関与した個別避難計画の作成や、福祉避難所ガイドラインの作成など、災害時要配慮者の支援に関する取組を進めています。
- ・高齢者や子ども等を狙った犯罪が全国的に増加しています。

課 題

- ・災害時要配慮者の避難支援等について、関係者の認識共有を進めるとともに、円滑な避難体制を構築する必要があります。
- ・区民を犯罪から守り、安全な地域・くらしを確保する取組が求められています。

【案】災害時要配慮者とは

近所や地域と関わりが必要な事柄は「災害時の地域での助け合い」がトップ
(区民アンケート)

防災教育、災害時要配慮者の支援が浸透していない
(団体アンケート)



取組方針 6 – 1 災害時要配慮者対策の推進

- 地域における防災活動を支援します。
例：自主防災組織の育成・支援、防災訓練の充実
- 災害時要配慮者の避難行動の支援や、避難所等への受入体制の充実を図ります。
例：江東区避難行動支援プランの推進、福祉避難所等への受入体制の検討
- 区内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援します。
例：各事業所の避難確保計画作成支援
- 介護事業所等の福祉施設における災害時の業務継続計画（BCP）の作成を支援します。
例：各事業所のBCP作成支援

取組方針 6 – 2 防犯対策と消費者保護の充実

- 高齢者や障害者、子どもなどに対して、防犯意識が向上するよう働きかけます。
例：こうとう安全安心メール・SNS等による啓発、自動通話録音機の設置
- 警察や関係機関と連携し、地域全体で犯罪を防止する取り組みを支援します。
例：防犯パトロール団体への支援、防犯パトロールリーダーへの研修会の開催
- 消費者被害に関する情報提供を行うとともに、相談体制を整備して周知を図ります。
例：消費者センターだよりの発行、消費者相談及び出前講座

【案】防犯対策の事例

(取組方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる)

施策7 人に優しいまちをつくる

高齢者、障害者、こども、外国人等、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実や、建物・駅・トイレ・歩道等のバリアフリー化を官民連携のもと進めます。

現 状

- ・エレベーターや誰でもトイレの設置など、区施設や公園を改修する機会に、バリアフリーを推進しています。
- ・ワークショップの開催や小学校での出前講座などにより、ユニバーサルデザインへの理解度の向上に努めています。

【案】ユニバーサルデザインとは

課 題

- ・区役所をはじめとする公共施設、道路や公園、民間建築物等、まち全体のさらなるバリアフリー化が求められています。
- ・ユニバーサルデザインの考え方をさらに普及するための意識啓発が必要です。

どの駅も車いすやベビーカーの移動がスムーズにできるよう整備してほしい
(団体アンケート)

通院の付き添いや外出同行など、住民参加型で気軽に利用できる支援があるとよい
(団体アンケート)



取組方針7－1 まちのバリアフリー化の推進

- 高齢者や障害者、子ども、妊産婦等が使いやすいよう、区役所やその他公共施設の建物・設備のバリアフリー化を推進します。
例：各施設の整備・改修、民間建築物のバリアフリー工事への助成、だれでもトイレの整備
- 道路や駅等の各インフラ設備について、民間事業者等との連携も図りつつ、バリアフリー化を促進します。
例：道路の整備・改修、鉄道駅バリアフリー化への助成
- ユニバーサルデザインの考え方について意識啓発を図ります。
例：多言語表記・ピクトグラムの普及、心のバリアフリーの普及
- 移動に困難を抱える高齢者や障害者の日常生活における移動を支援します。
例：福祉タクシーの運行や移動支援、コミュニティバスの運行

【案】バリアフリー化の事例

基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

施策8

情報の適切な運用を図る

誰もが等しく、適切なタイミングで必要な情報を簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と活用の検討とあわせて、高齢者や障害者等のデジタルデバイドの解消にも取り組んでいきます。

現 状

- ・令和6年度に区報やホームページのリニューアルを実施し、よりわかりやすく探しやすい情報の発信に努めています。
- ・デジタル技術の急速な発展により、情報の発信方法が多様化する一方で、高齢者や障害者などの情報格差が懸念されます。

【案】デジタルデバイドとは

課 題

- ・福祉サービスや地域活動情報等、情報が欲しいときにわかりやすい情報が簡単に得られる仕組みが求められています。
- ・個人情報保護の観点から支援関係者間の情報共有に制約があり、情報共有の仕組みについての検討が課題となっています。

区の施策や取組は一定程度充実しているものの、情報発信が不足している
(団体アンケート等)

相談先がわからない困りごと
が「ある」割合は約10%
(区民アンケート)



取組方針 8 – 1 情報発信の充実

- 対象者に適した、わかりやすい情報発信を行います。
例：区報、ホームページ、SNS等の各種媒体を活用した情報発信
- 支援等が必要になった時に簡単に区の情報が入手できる仕組みづくりを推進します。
例：SNS等を活用した情報提供、公共施設における情報提供
- 高齢者や障害者、外国人等の情報弱者に対するわかりやすい情報提供や、障害特性に配慮した情報提供手段の充実等、情報リテラシーの向上と情報保障を推進します。
例：各情報媒体のバリアフリー化、多言語版パンフレットの作成・配布

取組方針 8 – 2 関係者間での情報の共有

- 支援を円滑に行うため、支援関係者間で要支援者情報を共有する仕組みをつくります。
例：情報共有の仕組みやあり方、個人情報の適切な取り扱いについての検討
- 情報共有のあり方の検討を踏まえ、支援団体等の連携を推進します。
例：地域の支援団体等との情報共有の仕組みの検討

取組方針 8 – 3 DX推進とデジタルデバイド解消

- 区民の利便性向上の観点から、福祉行政手続きにおけるDXを進めます。
例：申請手続き等のオンライン化
- 高齢者・障害者等のデジタルデバイドを解消し、生活上の不便が生じないようにします。
例：高齢者スマートフォン講座・相談会、障害者のアクセシビリティ向上支援
- ICT等の活用支援について、府内で研究・検討を行います。
例：システム導入補助、人口知能（AI）やロボット等の活用に対する支援の検討

(取組方針Ⅲ 福祉の基盤をつくる)

施策9 福祉の質を向上させる

利用者本位の質の高いサービスの提供や、一人ひとりの課題を見過ごさないための取組の実施に向け、地域福祉に関わる人材の育成や、福祉事業者のサービスの質を高める取組への支援等を行います。また、担い手の確保を図るため、福祉人材の確保策に取り組みます。

現 状

- ・子ども家庭支援センターの見守り訪問支援員や、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターによるアウトリーチの実施などにより、福祉の質の向上を図っている。
- ・福祉サービス事業者のサービスの質の向上に資するため、第三者評価や指導検査を実施している。

【案】アウトリーチ活動の内容

課 題

- ・複雑な事例に対応するため、福祉分野における区職員の対応力を向上する必要があります。
- ・ボランティア等の確保のため、意欲のある人と活動のコーディネートが必要です。
- ・福祉サービス事業者の確保とサービスの質の向上が課題となっています。

リタイアしている人に、
ボランティア参加を
呼びかけるとよい
(団体アンケート)

福祉人材の定着率を
向上するための
取組強化が必要
(団体アンケート)



取組方針9－1 福祉人材の確保・育成

- 福祉の相談業務に従事する区職員の対応能力の向上を図ります。
例：区職員の育成、専門職の配置
- 福祉事業者に対する福祉人材確保・育成の支援を推進します。
例：福祉のしごと相談・面接会、保育園就職フェア、採用活動費補助、介護人材対策協議会
- 不足する福祉サービス事業所の確保に努めます。
例：福祉サービス事業所の確保策の検討
- 区と社会福祉協議会において、分野横断的にボランティアを確保、育成、コーディネートする仕組みをつくります。
例：ボランティア・地域貢献活動センターの機能向上
- 民生・児童委員の充足率の向上を図ります。
例：制度のPR、事務負担の軽減、新たな推薦方法の検討

取組方針9－2 サービスの質の向上

- 福祉事業者のサービスの質の向上に対する支援を推進します。
例：福祉サービス第三者評価の推進
- 福祉事業者に対する指導検査の充実を図ります。
例：指導検査体制の充実

【案】民生・児童委員とは

(取組方針Ⅲ 福祉の基盤をつくる)

施策10 啓発活動を推進する

性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いを互いに認め合い、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助け合いの実践を通じて、多様性や地域共生社会に対する理解促進を図ります。

現 状

- ・学校教育や生涯学習の場において、人権やLGBT、障害への理解等に関する教育や啓発が行われています。
- ・令和4年度に「江東区多文化共生推進基本指針」を策定し、多文化共生の意識啓発と醸成に取り組んでいます。

【案】多文化共生推進基本指針

課 題

- ・地域共生社会について、一人ひとりの理解促進や助け合いの意識向上が求められています。

障害者についての理解を深めるための学ぶ機会が不足している
(団体アンケート)

外国人向けの講座、外国人と日本人の交流の講座が必要
(団体アンケート)



取組方針10－1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成

- 地域住民や区職員等に対する人権・多様性・合理的配慮への理解促進を図ります。
例：人権・LGBTに関する普及啓発、職員への研修・啓発
- 学校等において人権教育や福祉教育の充実を図るとともに、生涯学習等を通じた地域共生社会への理解促進を図ります。
例：学校等における教育、人権啓発、生涯学習、区立中学校への出前講座、ボランティア福祉体験学習
- 外国人住民とその地域に暮らす日本人が互いの違いを認め合い、相互に協力しあうことで、地域の一員として生活していくことができるまちづくりを推進します。
例：多文化共生に関する普及啓発

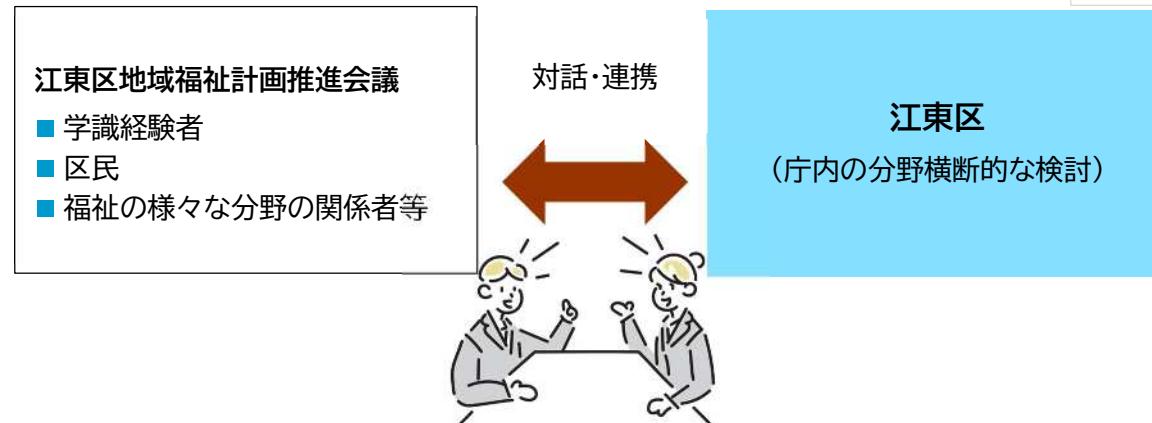
【案】人権教育や福祉教育の事例

(施策を偶数ページから始めるため、適宜、白紙を挿入)

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

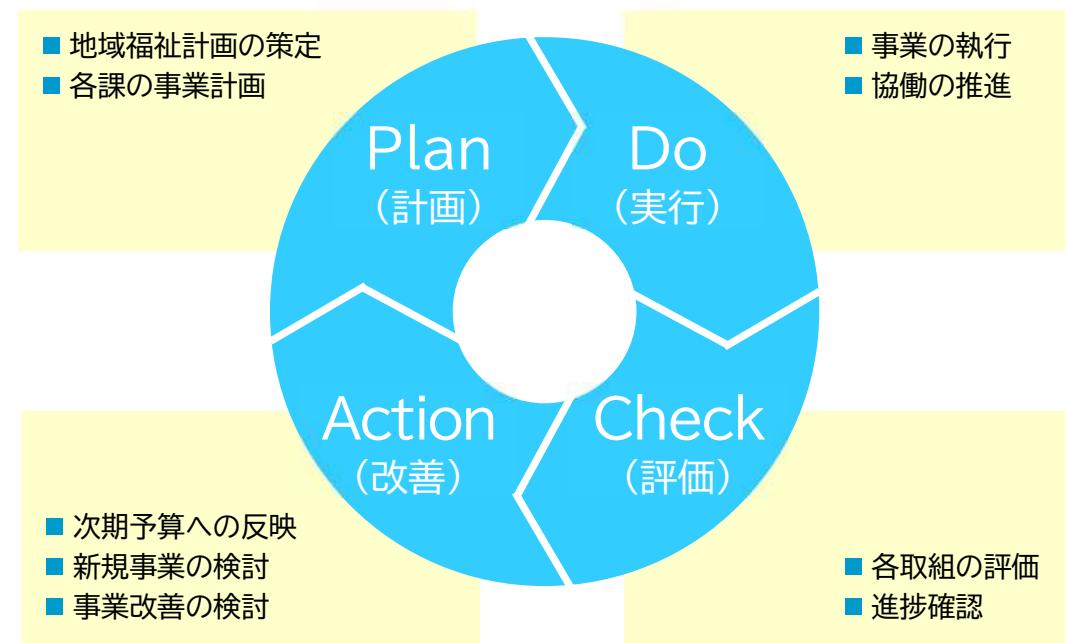
有識者、福祉関係者、公募区民等を委員とする「江東区地域福祉計画推進会議」と江東区（府内関係部署）との対話と連携を行いながら、地域福祉計画の着実な推進を図ります。



2 計画の進行管理

学識経験者をはじめ、地域に暮らす区民や、高齢・障害・こども・生活困窮等の福祉分野の関係団体等と区が対話を通じて評価を行います。

評価の結果を可能な限り次年度以降の取組に反映させることで、PDCAサイクルを適切に運用し、基本理念の実現を目指します。



資料編

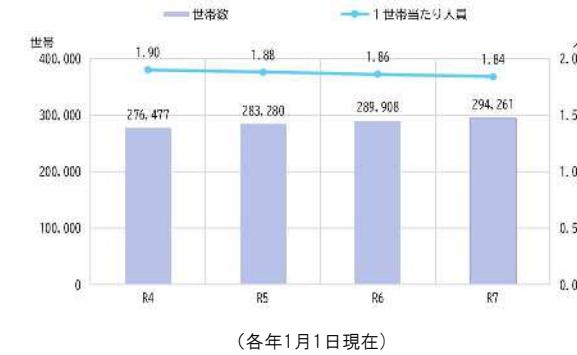
1 統計グラフ

①人口／外国人登録者数



- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

③世帯数／1世帯当たり人員



- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

②年齢（3区分）別人口



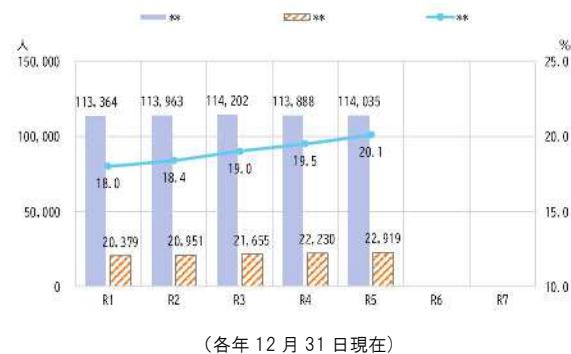
④出生数／合計特殊出生率



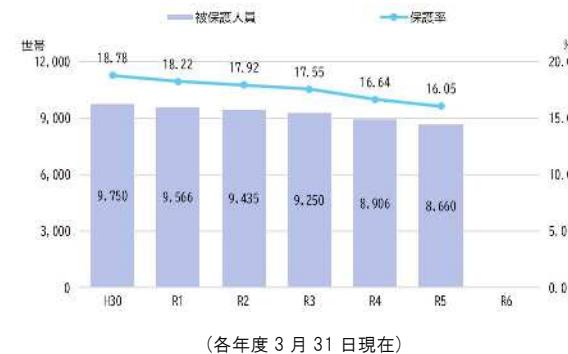
- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

⑤要介護認定者数／認定率



⑦生活保護被保護人員／保護率



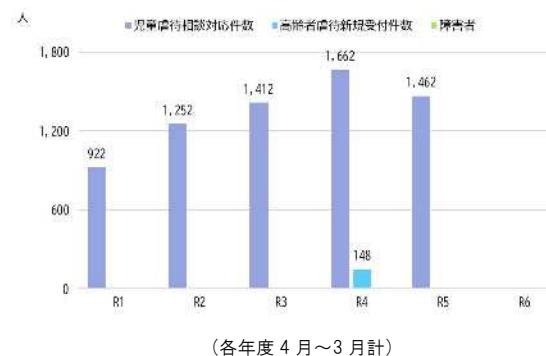
- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

⑥障害者手帳保持者数



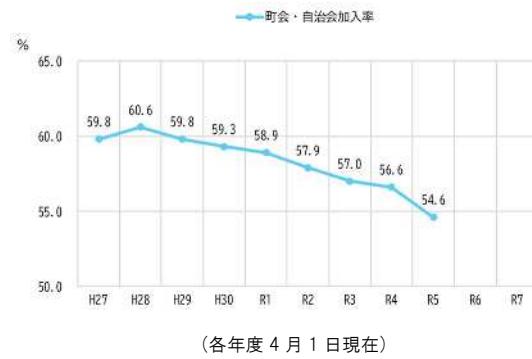
⑧虐待相談対応件数



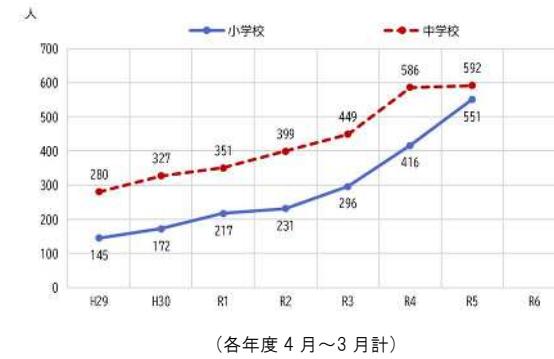
- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

- (データが揃った段階で説明文を記載予定)

⑨町会・自治会加入率



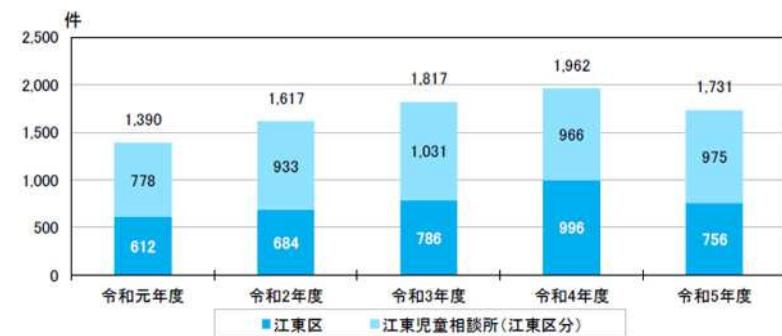
⑩不登校児童・生徒数



● (データが揃った段階で説明文を記載予定)

● (データが揃った段階で説明文を記載予定)

図表 29 児童虐待受理件数（新規）の推移（各年度4月～3月計、江東区及び江東児童相談所の双方で受理したものを含む）



2 江東区地域福祉計画推進会議設置要綱

令和4年4月15日

4江福福第137号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく江東区地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進並びに見直し及び改定を図るに当たり、専門的見地及び区民の視点から計画について自由に意見を表明する会議として、江東区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

(1) 計画の推進に関し必要な事項

(2) 計画の見直し及び改定に関し必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進並びに見直し及び改定に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する20人以内の者をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係者

(3) 保健医療関係者

(4) 地域活動関係者

(5) 公募委員

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 会長は、推進会議を招集し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項について調査及び検討する。

3 専門部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を招集し、会務を総理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 江東区地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
1	ナガクラ マスミ 長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授	会長
2	オカダ テツロウ 岡田 哲郎	東京学芸大学 教育学部教育支援課程ソーシャルワーカーコース（特任講師）	副会長
3	アキヤマ サブロウ 秋山 三郎	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 NPOこうとう親子センター代表理事	
4	ゴウ ケイオ 郷 景雄	江東区老人クラブ連合会会長	
5	イトウ ヨシヒコ 伊藤 善彦	社会福祉法人江東楓の会理事長	
6	ナガタ タクヤ 永田 拓也	江東区医師会理事	
7	フクヤマ ケンジ 福山 憲治	江東区青少年委員会会長	
8	キタジマ チエ 北島 千絵	主任児童委員	
9	ダイ ジュンイチ 墓 純一	江東区民生・児童委員協議会亀戸地区会長	
10	コウノ ヒサタダ 河野 久忠	NPO法人青少年自立援助センター理事長	
11	タムラ ミヅコ 田村 満子	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長	
12	フルカワ ケンヤ 古川 謙也	江東区社会福祉協議会地域福祉推進課長	
13	ハマグチ シュウジ 濱口 秀司	住吉長寿サポートセンター管理者	
14	ミヤザキ ヒデノリ 宮崎 英則	江東ボランティア連絡会運営委員	
15	ヨシノ ヨシミチ 吉野 義道	多世代交流の里 砂町よっちゃん家代表	
16	シンカイ ユリコ 眞貝 裕利子	亀戸町会連合会会長	
17	モリ ジュンイチ 森 純一	東京都社会福祉協議会地域福祉部長（令和6年度） 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター副所長（令和7年度）	
18	オオタケ ノブヤス 大竹 伸康	社会福祉法人有隣協会更生施設さざなみ苑施設長	令和●年●月●日～令和7年●月●日
	キム トンチョン 金 東天	社会福祉法人有隣協会更生施設さざなみ苑	令和●年●月●日～
19	シマザキ サキ 島崎 紗葵	公募委員	
20	サトウ エミ 佐藤 恵美 オチ タカエ 越智 貴枝	公募委員 公募委員 公募委員	令和●年●月●日～令和7年●月●日 令和●年●月●日～

4 計画の策定経過

日程	会議等	議題等
令和6年5月31日	令和6年度第1回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 会長・副会長互選 (2) 第二期江東区地域福祉計画の策定について (3) アンケート調査について
令和6年8月19日	令和6年度第2回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 江東区地域福祉計画に係る事業の取組状況について (2) 江東区及び社会福祉協議会における連携体制について (3) 第二期江東区地域福祉計画策定に向けたアンケート調査の実施等について (4) 江東区こども計画の策定について (5) ヤングケアラーの支援について
令和6年9月30日～ 10月18日	区民アンケート	配付数 3,000人（18歳以上の区内在住者から無作為抽出） 回答数 1,179人（回答率39.3%）
令和6年10月1日～ 10月18日	団体アンケート	配付数 69件（地域福祉分野において区内で活動する団体等） 回答数 40件（回答率58.0%）
令和6年11月1日～ 11月17日	区民意見募集	対象 区民、区内在勤者、区内在学者 方法 区報、区ホームページ、区SNSによる募集 意見数 66人
令和7年1月10日	令和6年度第3回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 第二期地域福祉計画策定に係る調査結果（速報版）について
令和7年3月14日	令和6年度第4回 江東区地域福祉計画推進会議	(1) 第二期江東区地域福祉計画策定に係る調査結果等について (2) 第二期江東区地域福祉計画について (3) 令和7年度予算について（地域福祉に関するもの） (4) 江東区こども計画の策定について
令和7年5月19日	令和7年度第1回	(1) 第二期江東区地域福祉計画（骨子案）等について (2) 第二期江東区地域福祉計画の施策体系（案）について
令和7年7月15日	令和7年度第2回	

江東区地域福祉計画

令和8（2026）年3月

印刷物登録番号●●●●号

発行 江東区福祉部福祉課

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

TEL：03-3647-9111（代表） FAX：03-3647-9186
